

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年10月

和歌山県人事委員会



和人委第10170001号

平成28年10月17日

和歌山県議会議長 浅井 修一郎 様

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、必要な措置をとられることを要請します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等を決定する諸条件について、職員及び民間双方の給与等を調査・研究し、慎重に検討を行った。その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等

職員の給与等の実態は、「平成28年職員給与等実態調査」の結果によれば、平成28年4月1日現在で、次のとおりである。

(1) 職員数

職員の総数は、14,668人であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職、教育職員、警察官等の給料表が適用されており、そのうち行政職給料表が適用されている職員の数は、3,971人である。 (参考資料第1表)

(2) 平均年齢

職員の平均年齢は、全職員については42.6歳、行政職給料表適用職員については43.3歳となっている。 (参考資料第2表)

(3) 学歴別、性別人員構成

職員の学歴別人員構成は、大学卒78.9%、短大卒8.4%、高校卒12.6%、中学卒0.1%となっている。

また、職員の性別人員構成は、男性62.5%、女性37.5%となっている。

(参考資料第5表)

(4) 平均給与

本年4月における職員の平均給与月額は、全職員で384,099円、行政職給料表適用職員で376,493円となっており、昨年と比較すると、前者は2,006円、後者は3,878円増加している。 (参考資料第6表)

2 民間の給与等

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所（調査対象事業所）242のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した126の事業所について「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施した。この126事業所から、調査時に事業所規模が調査対象外であることが判明した1事業所を除いた125事業所のうち、約9割（88.8%）の111事業所について、調査を完了した。

この調査では、公務と類似すると認められる76職種の約5,700人について、本年4月分としてそれぞれの従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査している。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で30.4%（昨年35.7%）、高校卒で19.4%（昨年29.5%）となっている。

そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で32.6%（昨年27.8%）、高校卒で34.8%（昨年23.3%）となっている。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で67.4%（昨年72.2%）、高校卒で65.2%（昨年76.7%）となっている。
（参考資料第15表）

イ 給与改定の状況

一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は17.9%（昨年30.2%）、ベースダウンを実施した事業所は0.9%（昨年0.0%）となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.5%（昨年82.7%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は16.3%（昨年27.3%）、減額となっている

事業所の割合は10.6%（昨年7.1%）となっている。（別表第1、別表第2）

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表の適用職員、民間にあつてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式による比較を行つてきている。

本年4月分の給与について比較した結果、職員の給与は、1人当たり平均にして民間の給与を589円（0.16%）下回つていた。（別表第3）

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、年間で平均所定内給与月額との4.28月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.20月）が民間事業所の特別給を0.08月分下回つていた。

（別表第4）

4 物価及び生計費

総務省及び和歌山県企画部企画政策局調査統計課の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年同月に比べて全国で0.3%、和歌山市で0.2%減少した。

（参考資料第22表）

また、本委員会が同省の家計調査（勤労者世帯）を基礎として算定した本年4月における和歌山市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ165,768円、192,525円及び219,299円となった。（参考資料第21表）

5 国家公務員の給与に関する報告及び勧告等

人事院は、8月8日、国家公務員の給与に関する報告及び勧告、国家公務員の育児休業等に関する法律（以下、「育児休業法」という。）の改正についての意

見の申出、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（以下、「勤務時間法」という。）の改正についての勧告並びに公務員人事管理に関する報告を、国会及び内閣に対し行った。その主な内容は、次のとおりである。

(1) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告

ア 民間給与との較差に基づく給与改定

(7) 民間給与との較差（0.17%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ

(イ) ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

イ 給与制度の改正（平成29年4月以降実施）

(7) 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ

(イ) 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ

(ウ) 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

(2) 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告

〔民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）〕

ア 介護休暇の分割（3回まで可能）

イ 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）

ウ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

(3) 公務員人事管理に関する報告

ア 人材の確保及び育成

イ 働き方改革と勤務環境の整備

ウ 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

なお、これらの報告、勧告及び意見の申出の概要は、別記のとおりである。

6 む す び

(1) 民間給与との較差に基づく給与の改定

ア 月例給の改定

月例給の改定は、行政職給料表適用職員と、これに類似する民間従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を比較し、均衡させることを基本として実施している。本年4月分の給与額を比較した結果、職員の給与額が民間の給与額を589円（0.16%）下回ることとなったため、本委員会としては、職員の月例給を次のように改定する必要があると判断した。

(7) 給料表の改定

本県の給料表は、これまで、人事院勧告で示された国家公務員の俸給表に準じてきており、本年、人事院は、俸給表の水準を引き上げる改定を勧告したことから、行政職給料表を、国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて改定する。その結果、職員の平均給与月額が529円（0.14%）増加することとなる。

この改定は、本年4月時点の比較に基づき、職員の給与と民間の給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行うものとする。

(イ) 初任給調整手当の改定

初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、本年4月に遡及して支給限度額を引き上げ、医師の処遇の確保を図ることとする。

イ 特別給の改定

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.30月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等

を参考に勤勉手当に配分し、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(2) 給与に関するその他の事項（扶養手当の見直し）

人事院は本年、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化や、我が国全体として少子化対策が推進されていること等を踏まえ、国家公務員の扶養手当の見直しを勧告した。その主な内容は、配偶者に係る手当額を13,000円から6,500円に引き下げ、これにより生じる原資を用いて、子に係る手当額を6,500円から10,000円に引き上げるというものであり、平成29年4月から、段階的に見直しを実施することとしている。さらに、配偶者に係る手当については、税制及び社会保障制度の見直しの状況等に応じ、引き続き、必要な見直しを検討していくこととしたところである。

本年の職種別民間給与実態調査によれば、県内の民間事業所においては、配偶者に手当を支給する事業所の割合が全国を上回る一方、配偶者に係る手当を見直す予定のある事業所の割合は、全国を下回る状況となっている。

他方で、県内における共働き世帯の割合には、全国的な傾向と同様に、増加の傾向が見られるところである。また、公務において、配偶者に係る手当を受給する本県職員の割合は減少傾向を示しており、本年におけるその割合は、国家公務員よりも低いものとなっている。さらに、本県の施策として少子化対策の推進が図られている現状も考慮すると、配偶者に係る手当額を減額し、その上で、子に係る手当を充実させるという見直しの方向性は、本県においても参考とし得るものである。

職員の給与を定めるに当たっては、地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づき、民間従業員の給与のみならず、国家公務員や他の地方公共団体の職員の給与等との均衡についても考慮する必要がある。本県における扶養手当の在り方については、今後、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、検討を行うことが適当である。

(3) 公務運営の改善

公務運営について、改善を検討すべき事項と今後の課題は、次のとおりである。

ア 人材の確保

公務を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、ますます高度化・複雑化する県政の諸課題の解決に向け、的確かつ前向きに取り組むことのできる優秀な人材を確保することが重要な課題となっている。

このため、職員採用Ⅰ種試験において、受験年齢制限の緩和、第1次試験合格者枠の拡大、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など、意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたところである。

今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ検討を進めていくこととする。

なお、より多くの受験者を確保するため、和歌山市内や関西圏の大学等で採用説明会を開催し、県の求める人物像の紹介や先輩職員の体験談、個別相談等を行うとともに、職員募集パンフレットやポスター作成、ホームページやSNS、メールマガジンの配信等も実施してきたところである。

これらの内容を更に充実させ、県職員としてのやりがいや魅力について積極的に情報発信を行っていくこととする。

イ 女性職員の採用・登用の拡大

本県においては、これまでも男女共同参画の観点から、様々な取組が進められてきたが、多様な人材を確保し、政策に多様な視点や新しい発想を導入するという観点からも、有為な女性職員の採用・登用の拡大は重要である。そのような中、昨年9月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、各任命権者において、女性の採用・登用の拡大やワーク・ライフ・バランスに係る目標・取組等を掲げた特定事業主行動計画が策定され、本年4月から取組がなされているところである。

女性職員の採用については、これまで職員募集パンフレットや職員採用説明会など様々な機会を捉えて、女性職員が能力を発揮しやすい職場であることや、出産・育児サポート制度が充実していることなどを説明し、女性の受

験者確保に取り組んできたところである。今年度からは、女性職員のキャリア形成や仕事と家庭の両立等について、より詳しく周知させる機会として、県職員を目指す女性を対象にセミナーを実施している。今後も、任命権者と連携しつつ、意欲ある女性の確保のために、より効果的な人材確保策を推進していく必要がある。

また、管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から、女性の職域拡大や適材適所への人事配置などが実施されてきたところである。各任命権者においては、働きやすい職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスの推進、意識啓発、能力向上のための研修の実施など、行動計画に定めた目標達成に向け、積極的な取組を更に進めていく必要がある。

ウ 人事評価制度の適正な実施

人事評価制度については、本年4月の改正地方公務員法の施行に合わせて、各任命権者において制度の見直しや本格実施が行われたところである。

各任命権者は、人事管理の基礎として人事評価制度を公正、適正に運用し、職員の業務遂行意欲の向上、組織の活性化を図るという法の趣旨を踏まえ、必要に応じて制度を改善していくよう努めなければならない。

また、再任用職員については、今後の増加や任用期間の長期化が見込まれるため、円滑な人事管理を図る観点から、再任用職員の人事評価の結果を給与等に反映させることについて、国や他の都道府県の動向を注視しながら検討していく必要がある。

エ 雇用と年金の接続

国においては、平成25年3月の閣議決定で、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、希望する職員については再任用することとされ、昨年12月の閣議において、国家公務員制度担当大臣から、引き続き再任用により対応することが適当であるとの考えが示されたところである。

また、地方公務員については、平成25年3月に総務副大臣通知により、閣議決定の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるよう要請があり、昨年12月の閣議では総務大臣から、国家公務員に係る方針を踏まえ、地方公共団体に対し、地方の実情に応じ、再任用により対応することを要請する旨の発言があった

ところである。

本県においても、雇用と年金の接続は重要な課題である。平成28年4月から年金支給開始年齢が62歳に引き上げられたこともあり、各任命権者は、職員の能力及び経験を活かせる職務への配置や勤務形態等について引き続き検討を行い、再任用職員が意欲を持って職務に取り組めるよう、より一層の計画的な人事管理に努めていく必要がある。

また、国においては、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、雇用と年金の接続の在り方について検討を行うこととされていることから、引き続きその動向を注視していく。

オ 勤務環境の整備

(7) 超過勤務の縮減等と年次有給休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、労働意欲や活力の維持のほか、公務能率の向上の観点からも、繰り返し要請してきたところである。

各任命権者においても、超過勤務の縮減の必要性を認識し、夏季の一定期間を「毎日がノー残業デー」と定め、定時退庁を促すほか、所属ごとに日を設定して行う「所属ノー残業デー」の完全実施を推進するなど、様々な取組が行われ、その徹底が図られている。今後も引き続き、実効性のある施策を積極的・継続的に実施することにより、超過勤務の縮減を図る必要がある。

一方、管理職員にあっては、業務の改善・効率化、事業そのものの見直しを行うなど、職場マネジメントの向上を図ることはもとより、勤務時間管理の徹底や定時退庁を奨励する職場の環境づくりに努めることが重要である。

職員一人ひとりにおいても、自らの職務遂行能力の向上を図りながら、業務遂行の手順等の改善を行うことにより、計画的かつ効率的な業務遂行に努める必要がある。

とりわけ、多忙化する教職員の勤務状況の改善について、本年6月文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、「学校現場における業務の適正化に向けて」が通知されたところである。現在、教育委員会では、教職員の多忙化の一要因になっている中学校の運動部の在り方について、有識

者会議を設置し、運動部活動の実態を把握し、今後の活動の在り方が検討されているところである。その他、勤務負担軽減の取組事例集を作成し、学校に周知するなど、教職員の負担軽減のための様々な取組が行われている。今後も更に、学校現場における業務の適正化を図り、より一層教職員の勤務状況の改善に努める必要がある。

また、年次有給休暇の取得促進については、前年実績より1日以上多く取得することを推進する「ワン・モア・ホリデー」運動や、休日に挟まれた日における会議等の自粛、ゴールデンウィーク期間中の長期連続休暇の取得促進など、各任命権者において、これまでも様々な取組がなされている。今後も、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組む必要がある。

(イ) 両立支援の推進

急速な少子・高齢化が進展している状況の中、公務においても、職員がいきいきと意欲的に職務に取り組むとともに、各ライフ・ステージにおいて、育児や介護等、家庭生活との調和を図りながら働き続けられる勤務環境を整備していくことが求められている。

a 仕事と育児の両立促進

本県においても、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するため、子の看護のための休暇制度の拡充や育児休業から復帰した職員を対象とした「育児休業者職場復帰サポート研修」、「子育て支援行動計画推進に係る研修会」が実施されている。また、昨年7月から、1日の時間を有効に活用する朝型勤務制度が導入されたところである。各任命権者において、「次世代育成支援対策推進法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、特定事業主行動計画が策定され、男女とも積極的に育児に参加するよう意識啓発等を図るとともに、計画の実現に向け、仕事と育児を両立することができる職場環境づくりに努めているところである。

今後とも、職員が安心して仕事と育児を両立することができるよう、積極的な取組を進めていく必要がある。

b 民間労働法制の改正に即した勤務環境の整備

民間労働法制においては、育児や介護と仕事の両立がしやすい就業環境整備等を行うため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等を改正し、来年1月から施行されることとなった。また、本年の人事院勧告では、民間労働法制の改正に即した見直しを行うことが適当とされ、介護休暇の分割取得や介護時間の新設、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業の対象とすること等のほか、介護時間を承認され、勤務しなかった場合に、昇給及び勤勉手当で直ちに不利にならない取扱いとすること等、所要の措置を講ずることとしている。

本県においても、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、育児や介護と仕事が両立しやすい就業環境を整備する観点から、制度の導入に向け、適切に対応していく必要がある。

今後とも、各任命権者は、両立支援制度の趣旨や内容を職員に十分に周知することにより、育児や介護への参加についての理解を一層深めるとともに、これらの制度がより利用しやすくなるような職場環境づくりを進めていく必要がある。

(ウ) 心の健康づくりの推進

近年、業務の高度化、複雑多様化が進む中で、職業生活に伴うストレスが、職員の心の健康面に、これまで以上に大きな影響を与えており、職員の心の健康づくり対策は、重要な課題となっている。

このため、各任命権者において、精神科医や臨床心理士によるメンタルヘルス相談、新規採用者を対象とした「ふたば相談」、管理職員や係長級職員等を対象としたメンタルヘルス研修、職員の円滑な職場復帰を支援するための職場復帰支援制度の実施など、各役職、各年齢層を対象とした幅広い取組が実施されている。また、今年度、職員の心の疾病を未然に防止するため、ストレスチェック制度が導入されている。各任命権者は、制度を適切に実施し、職員に自らのストレス状況について気付きを促すとともに、ストレスチェックの結果を分析し、職場環境の改善に活用する必要がある。

さらに、心の健康づくり対策には、職員の尊厳を傷つけ、職場環境を悪化させるハラスメントの防止も重要となる。各任命権者において、これまでもハラスメント防止に関する指針が策定され、相談窓口を設置するなどの取組がなされているところである。引き続き、働きやすい職場環境の確保に向け、各種ハラスメントの防止に関する一層の意識啓発に取り組んでいく必要がある。

本県でも心の疾病による長期病休者数は、依然として高い水準にあり、各任命権者においては、今後も、根気よく職員の心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への取組を推進していく必要がある。

(4) おわりに

職員の給与及び公務運営の在り方について改定・検討を要すべき事項は、以上のとおりである。

人事委員会勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な勤務条件の確保を目的として、地方公務員法に定める給与、勤務時間その他の勤務条件決定の諸原則に基づき行っているものである。

県議会及び知事におかれては、このような報告・勧告を行うに至った経緯及び情勢を十分に認識されるとともに、人事委員会勧告制度の意義及び果たしている役割に深い理解を示され、本報告及び勧告に基づき、適切な措置をとられるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	係 員	17.9	11.6	0.9
課 長 級	13.7	8.2	1.0	77.1

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇 給中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	91.6	88.5	16.3	10.6	61.6	3.1	8.4
課 長 級	82.6	80.3	15.7	9.9	54.7	2.4	17.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	377,082 円	376,493 円	589 円 (0.16%)

「職員の給与(B)」の内訳

給与種目	平成28年	平成27年
給料	335,147 円	335,016 円
扶養手当	11,876	12,049
地域手当	15,541	11,558
住居手当	4,463	4,523
管理職手当	8,820	8,769
その他	646	700
合計	376,493	372,615

(注) 給料には、給料の調整額、平成18年切替えに伴う経過措置額及び平成27年切替えに伴う経過措置額を含む。

別表第4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A ₁)	336,171 円
	上半期(A ₂)	337,833 円
特別給の支給額	下半期(B ₁)	687,050 円
	上半期(B ₂)	757,131 円
特別給の支給割合	下半期(B ₁ /A ₁)	2.04 月分
	上半期(B ₂ /A ₂)	2.24 月分
	計	4.28 月分

(注) 1 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 所定内給与月額とは、毎月きまって支給する給与総額から時間外手当額を差し引いたものであり、特別給とは、賞与及び臨時給与をいう。

別記

国家公務員の給与に関する報告及び勧告、育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告並びに公務員人事管理に関する報告の概要

<給与に関する報告及び勧告>

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)・・・現行給与 410,984円 平均年齢 43.6歳]

[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数 4.20月）

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び

一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。
 その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ

（係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額）

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
28年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.80月（支給済み）	0.90月（現行0.80月）
29年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期]

- ・ 月例給：平成28年4月1日
- ・ ボーナス：法律の公布日

III 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成29年4月1日から段階実施）

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- ・ 本府省課長級（行(一)9・10級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級（行(一)8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設（平成29年4月1日実施）

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇給号俸数は1号俸）。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

<育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告>

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託さ

れている子)、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大

- ・フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日(養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日)

3 その他(上記と併せた人事院規則の改正等)

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

<公務員人事管理に関する報告>

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置(育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告)

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次のとおり措置をとられるよう勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表について

ア 次に掲げる現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

- (ア) 行政職給料表
- (イ) 研究職給料表
- (ウ) 医療職給料表(1)
- (エ) 医療職給料表(2)
- (オ) 医療職給料表(3)
- (カ) 高等学校等教育職員給料表
- (キ) 中学校教育職員給料表
- (ク) 小学校、中学校等教育職員給料表
- (ケ) 高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員に適用されるもの）
- (コ) 学校栄養職員給料表
- (サ) 警察官給料表

イ 任期付研究員に適用される現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

ウ 特定任期付職員に適用される現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

エ 特定業務等従事任期付職員に適用される現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

オ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用される現行の給料表を別記第5のとおり改定すること。

(2) 諸手当について

ア 初任給調整手当について

- (ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける歯科医師に対する支給月額を413,800円とすること。
- (イ) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,600円とすること。

イ 任期付研究員及び特定任期付職員以外の職員の勤勉手当について

(ア) 平成28年12月期の支給割合

a 職員（特定幹部職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあっては、0.425月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

a 職員（特定幹部職員を除く。）

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.4月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について

(ア) 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)

及びウの(7)については、同年12月1日から、1の(2)のイの(イ)及びウの(イ)については、平成29年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	527,300
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	527,900
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	528,500
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	529,100
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	468,100	529,700
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	468,400	530,300
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	468,700	530,900
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	469,000	531,500
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	469,300	532,100
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	469,600	532,700
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	469,900	533,300
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	470,200	533,900
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	470,500	534,500
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	470,800	535,100
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	471,100	535,700
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	471,400	536,300
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	471,700	536,900
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	472,000	537,500
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	472,300	538,100
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	472,600	538,700
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	444,400	472,900	539,300
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	444,700	473,200	539,900
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	445,000	473,500	540,500

65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400			
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700			
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000			
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200			
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400			
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500				
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800				
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000				
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200				
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500				
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800				
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000				
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200				
94		294,000	341,800	380,700					
95		294,400	342,300	381,100					
96		294,800	342,700	381,500					
97		295,000	342,800	381,800					
98		295,300	343,300	382,300					
99		295,700	343,700	382,700					
100		296,100	344,000	383,100					
101		296,300	344,300	383,400					
102		296,600	344,700						
103		297,000	345,100						
104		297,300	345,500						
105		297,500	346,000						
106		297,800	346,400						
107		298,200	346,800						
108		298,500	347,200						
109		298,700	347,700						
110		299,100	348,100						
111		299,500	348,400						
112		299,800	348,700						
113		299,900	349,200						
114		300,200							
115		300,500							
116		300,900							
117		301,100							
118		301,300							
119		301,600							
120		301,900							
121		302,300							
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100	
62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000	
63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700	
64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400	

65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
74	261,200	317,800	387,800		
75	262,600	318,900	388,400		
76	263,700	320,000	389,100		
77	264,800	321,100	389,800		
78	266,000	322,100	390,400		
79	267,300	323,000	391,000		
80	268,400	323,900	391,600		
81	269,800	325,000	392,200		
82	271,100	325,800	392,800		
83	272,400	326,500	393,400		
84	273,600	327,300	394,000		
85	274,700	327,800	394,500		
86	275,800	328,300	395,000		
87	277,100	328,800	395,500		
88	278,300	329,300	396,200		
89	279,300	329,600	396,600		
90	280,500	330,100			
91	281,600	330,600			
92	282,800	331,100			
93	283,800	331,400			
94	284,800	331,800			
95	285,800	332,300			
96	286,800	332,800			
97	287,300	333,300			
98	288,200	333,800			
99	288,900	334,300			
100	289,800	334,800			
101	290,700	335,300			
102	291,400	335,800			
103	292,100	336,300			
104	292,800	336,800			
105	293,500	337,300			
106	294,000	337,700			
107	294,500	338,200			
108	295,000	338,600			
109	295,200	339,100			
110	295,600	339,500			
111	295,900	340,000			
112	296,200	340,400			
113	296,500	340,900			
114	296,800	341,300			
115	297,100	341,800			
116	297,400	342,200			
117	297,700	342,700			
118	298,100	343,100			
119	298,400	343,500			
120	298,800	343,900			
121	299,100	344,300			
再任用職員	216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
再	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
任	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
用	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
職	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
員	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
以	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
外	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
の	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
職	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
員	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700
	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
の	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
員	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900

	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外 の職員	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	

65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
86		288,700	324,600	345,500			
87		288,900	324,800	345,800			
88		289,100	325,200	346,100			
89		289,500	325,600	346,500			
90		289,700	326,000	346,800			
91		289,900	326,400	347,200			
92		290,100	326,800	347,500			
93		290,500	327,100	347,900			
94		290,700	327,300	348,200			
95		290,900	327,700	348,500			
96		291,200	328,000	348,800			
97		291,600	328,200	349,100			
98		291,900	328,500	349,500			
99		292,100	328,800	349,900			
100		292,400	329,100	350,300			
101		292,700	329,300	350,800			
102		292,900	329,600	351,200			
103		293,100	330,000	351,600			
104		293,400	330,200	352,000			
105		293,700	330,300	352,500			
106			330,600				
107			331,000				
108			331,200				
109			331,400				
110			331,800				
111			332,200				
112			332,600				
113			332,800				
再任用職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900

65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
94	280,900	314,200	347,600	365,600		
95	281,800	314,900	348,300	366,000		
96	282,800	315,500	348,900	366,300		
97	283,600	316,200	349,300	366,900		
98	284,400	316,500	349,700	367,400		
99	285,000	317,100	350,200	367,900		
100	285,900	317,800	350,600	368,400		
101	286,700	318,200	351,100	369,000		
102	287,500	318,800	351,500	369,500		
103	288,300	319,400	352,000	370,000		
104	289,100	320,000	352,400	370,400		
105	289,800	320,400	352,700	371,000		
106	290,300	320,900	353,200	371,500		
107	290,800	321,400	353,600	372,000		
108	291,300	321,900	353,900	372,500		
109	291,500	322,300	354,400	373,100		
110	291,800	322,700	354,900	373,500		
111	292,000	323,000	355,400	374,000		
112	292,400	323,300	355,900	374,500		
113	292,700	323,700	356,400	375,100		
114	292,900	324,100	356,900	375,500		
115	293,300	324,500	357,400	376,000		
116	293,600	324,800	357,800	376,500		
117	293,900	325,000	358,200	377,100		
118	294,200	325,300	358,600	377,500		
119	294,500	325,700	359,100	378,000		
120	294,900	325,900	359,600	378,500		
121	295,200	326,100	360,000	379,100		
122	295,600	326,400	360,500			
123	295,900	326,700	361,000			
124	296,300	327,000	361,500			
125	296,500	327,200	361,800			
126	296,700	327,500				
127	297,000	327,900				
128	297,400	328,100				
129	297,600	328,200				
130	297,900	328,500				
131	298,300	328,900				
132	298,700	329,100				
133	298,900	329,400				
134	299,200	329,800				
135	299,600	330,200				
136	299,900	330,600				

137	300,100	330,900				
138	300,400	331,300				
139	300,800	331,700				
140	301,100	332,100				
141	301,300	332,400				
142	301,700	332,800				
143	302,100	333,100				
144	302,400	333,500				
145	302,500	333,800				
146	302,800	334,200				
147	303,100	334,600				
148	303,500	335,000				
149	303,700	335,300				
150	303,900	335,700				
151	304,200	336,100				
152	304,500	336,500				
153	304,900	336,800				
154	305,100					
155	305,300					
156	305,600					
157	305,900					
158	306,200					
159	306,500					
160	306,800					
161	307,200					
162	307,500					
163	307,800					
164	308,100					
165	308,500					
166	308,800					
167	309,100					
168	309,400					
169	309,800					
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職員給料表

(教育職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	155,200	199,500	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	399,500	
	39	226,200	281,400	400,900	
	40	228,000	283,400	402,300	
	41	229,700	285,200	404,000	
	42	231,400	287,600	405,400	
	43	233,000	289,900	406,700	
	44	234,600	292,400	408,200	
	45	236,200	294,500	409,800	
	46	237,600	297,000	411,100	
	47	238,900	299,300	412,600	
	48	240,100	302,000	414,200	
	49	241,600	304,400	415,900	
	50	243,100	306,800	417,300	
	51	244,300	309,300	418,900	
	52	245,800	311,600	420,400	
	53	247,000	313,900	422,100	
	54	248,200	316,100	423,600	
	55	249,600	318,200	425,200	
	56	250,700	320,400	426,800	
	57	252,000	322,600	428,300	
	58	253,100	324,700	429,800	
	59	254,200	326,900	431,000	
	60	255,400	328,900	432,200	
	61	256,700	331,000	433,400	
	62	258,000	333,100	434,700	
	63	259,400	335,300	436,000	
	64	260,600	337,500	437,200	

65	261,900	339,400	438,400
66	263,400	341,600	439,600
67	264,900	343,700	440,800
68	266,600	345,900	442,000
69	268,100	347,800	443,200
70	269,500	349,700	444,400
71	270,900	351,800	445,600
72	272,300	353,800	446,800
73	273,400	355,500	447,900
74	274,800	357,400	448,500
75	276,200	359,200	449,000
76	277,400	361,100	449,500
77	278,800	363,000	450,000
78	280,000	364,700	
79	281,200	366,400	
80	282,400	368,000	
81	283,500	369,500	
82	284,700	371,000	
83	285,900	372,500	
84	287,100	373,900	
85	288,300	375,000	
86	289,400	376,400	
87	290,500	377,800	
88	291,700	379,100	
89	292,900	380,400	
90	294,000	381,700	
91	295,200	382,900	
92	296,400	384,200	
93	297,100	385,500	
94	298,100	386,600	
95	299,200	387,900	
96	300,400	389,100	
97	301,400	390,500	
98	302,500	391,500	
99	303,500	392,600	
100	304,600	393,600	
101	305,500	394,500	
102	306,600	395,500	
103	307,700	396,600	
104	308,700	397,700	
105	309,300	398,400	
106	310,200	399,300	
107	311,000	400,200	
108	311,800	401,100	
109	312,700	401,900	
110	313,100	402,800	
111	313,500	403,600	
112	314,000	404,400	
113	314,600	405,000	
114	315,000	405,700	
115	315,500	406,400	
116	316,000	407,100	
117	316,600	407,700	
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	
133	322,700	412,400	
134	322,900	412,700	
135	323,100	413,000	
136	323,400	413,200	

	137	323,700	413,400		
	138	323,900	413,700		
	139	324,200	414,000		
	140	324,500	414,200		
	141	324,700	414,400		
	142	324,900	414,700		
	143	325,200	415,000		
	144	325,400	415,200		
	145	325,700	415,400		
	146	325,900			
	147	326,200			
	148	326,500			
	149	326,700			
	150	326,900			
	151	327,200			
	152	327,500			
	153	327,700			
再任用職員		233,200	273,500	330,300	414,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外職員	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	368,800	
	39	225,400	254,800	370,300	
	40	227,100	257,100	371,900	
	41	228,700	259,800	373,100	
	42	230,400	262,200	374,500	
	43	232,000	264,400	375,900	
	44	233,600	266,600	377,400	
	45	235,300	268,800	378,900	
	46	236,800	271,000	380,500	
	47	238,200	273,200	382,100	
	48	239,600	275,200	383,600	
	49	241,000	277,500	385,000	
	50	242,400	279,500	386,500	
	51	243,900	281,400	388,000	
	52	245,100	283,400	389,400	
	53	246,200	285,200	390,600	
	54	247,600	287,600	391,900	
	55	248,800	289,900	393,000	
	56	250,000	292,400	394,100	
	57	251,200	294,500	395,500	
	58	252,400	297,000	396,700	
	59	253,500	299,300	397,900	
	60	254,700	302,000	399,200	
	61	256,100	304,400	400,400	
	62	257,300	306,800	401,400	
	63	258,500	309,300	402,800	
	64	259,400	311,600	404,100	

65	260,400	313,900	405,300
66	261,800	316,100	406,400
67	263,200	318,200	407,600
68	264,700	320,400	408,700
69	266,300	322,600	409,700
70	267,800	324,700	410,900
71	269,300	326,900	412,100
72	270,700	328,900	413,300
73	271,800	331,000	413,900
74	273,000	333,100	414,700
75	274,300	335,300	415,400
76	275,500	337,500	415,900
77	276,900	339,300	416,200
78	278,000	341,200	416,600
79	279,200	343,100	417,000
80	280,400	344,900	417,400
81	281,600	346,700	417,700
82	282,500	348,500	418,100
83	283,700	350,100	418,500
84	284,900	351,900	418,800
85	285,900	353,200	419,100
86	286,800	354,800	419,500
87	287,700	356,300	419,900
88	288,700	357,800	420,200
89	289,800	359,200	420,500
90	290,700	360,500	420,800
91	291,600	361,900	421,100
92	292,500	363,300	421,300
93	292,900	364,800	421,500
94	293,600	366,100	
95	294,300	367,400	
96	295,100	368,600	
97	295,900	369,600	
98	296,700	370,600	
99	297,500	371,600	
100	298,200	372,600	
101	299,100	373,500	
102	299,600	374,500	
103	300,100	375,500	
104	300,600	376,500	
105	300,800	377,300	
106	301,200	378,200	
107	301,500	379,100	
108	301,700	380,100	
109	301,900	380,900	
110	302,100	381,900	
111	302,400	382,900	
112	302,700	383,900	
113	302,900	384,500	
114	303,100	385,400	
115	303,300	386,300	
116	303,600	387,200	
117	303,900	388,000	
118	304,200	388,700	
119	304,500	389,500	
120	304,800	390,300	
121	304,900	390,900	
122	305,100	391,700	
123	305,400	392,400	
124	305,700	393,100	
125	305,900	393,700	
126		394,400	
127		394,900	
128		395,500	
129		396,200	
130		396,800	
131		397,300	
132		397,800	
133		398,100	
134		398,400	
135		398,700	
136		399,000	

	137			399,300		
	138			399,600		
	139			399,900		
	140			400,200		
	141			400,500		
	142			400,800		
	143			401,100		
	144			401,400		
	145			401,600		
	146			401,900		
	147			402,200		
	148			402,400		
	149			402,600		
	150			402,900		
	151			403,200		
	152			403,400		
	153			403,600		
	154			403,900		
	155			404,200		
	156			404,400		
	157			404,600		
再任用職員		224,400		270,300	323,600	404,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	368,800	
	39	225,400	254,800	370,300	
	40	227,100	257,100	371,900	
	41	228,700	259,800	373,100	
	42	230,400	262,200	374,500	
	43	232,000	264,400	375,900	
	44	233,600	266,600	377,400	
	45	235,300	268,800	378,900	
	46	236,800	271,000	380,500	
	47	238,200	273,200	382,100	
	48	239,600	275,200	383,600	
	49	241,000	277,500	385,000	
	50	242,400	279,500	386,500	
	51	243,900	281,400	388,000	
	52	245,100	283,400	389,400	
	53	246,200	285,200	390,600	
	54	247,600	287,600	391,900	
	55	248,800	289,900	393,000	
	56	250,000	292,400	394,100	
	57	251,200	294,500	395,500	
	58	252,400	297,000	396,700	
	59	253,500	299,300	397,900	
	60	254,700	302,000	399,200	
	61	256,100	304,400	400,400	
	62	257,300	306,800	401,400	
	63	258,500	309,300	402,800	
	64	259,400	311,600	404,100	

65	260,400	313,900	405,300
66	261,800	316,100	406,400
67	263,200	318,200	407,600
68	264,700	320,400	408,700
69	266,300	322,600	409,700
70	267,800	324,700	410,900
71	269,300	326,900	412,100
72	270,700	328,900	413,300
73	271,800	331,000	413,900
74	273,000	333,100	414,700
75	274,300	335,300	415,400
76	275,500	337,500	415,900
77	276,900	339,300	416,200
78	278,000	341,200	416,600
79	279,200	343,100	417,000
80	280,400	344,900	417,400
81	281,600	346,700	417,700
82	282,500	348,500	418,100
83	283,700	350,100	418,500
84	284,900	351,900	418,800
85	285,900	353,200	419,100
86	286,800	354,800	419,500
87	287,700	356,300	419,900
88	288,700	357,800	420,200
89	289,800	359,200	420,500
90	290,700	360,500	420,800
91	291,600	361,900	421,100
92	292,500	363,300	421,300
93	292,900	364,800	421,500
94	293,600	366,100	
95	294,300	367,400	
96	295,100	368,600	
97	295,900	369,600	
98	296,700	370,600	
99	297,500	371,600	
100	298,200	372,600	
101	299,100	373,500	
102	299,600	374,500	
103	300,100	375,500	
104	300,600	376,500	
105	300,800	377,300	
106	301,200	378,200	
107	301,500	379,100	
108	301,700	380,100	
109	301,900	380,900	
110	302,100	381,900	
111	302,400	382,900	
112	302,700	383,900	
113	302,900	384,500	
114	303,100	385,400	
115	303,300	386,300	
116	303,600	387,200	
117	303,900	388,000	
118	304,200	388,700	
119	304,500	389,500	
120	304,800	390,300	
121	304,900	390,900	
122	305,100	391,700	
123	305,400	392,400	
124	305,700	393,100	
125	305,900	393,700	
126		394,400	
127		394,900	
128		395,500	
129		396,200	
130		396,800	
131		397,300	
132		397,800	
133		398,100	
134		398,400	
135		398,700	
136		399,000	

	137			399,300	
	138			399,600	
	139			399,900	
	140			400,200	
	141			400,500	
	142			400,800	
	143			401,100	
	144			401,400	
	145			401,600	
	146			401,900	
	147			402,200	
	148			402,400	
	149			402,600	
	150			402,900	
	151			403,200	
	152			403,400	
	153			403,600	
	154			403,900	
	155			404,200	
	156			404,400	
	157			404,600	
再任用職員		224,400	270,300	323,600	404,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職員給料表

(市町村立学校職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	155,200	199,500	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	343,900	428,200
再	9	168,700	213,200	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	352,200	435,500
任	13	176,800	220,600	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	364,000	446,300
用	19	190,800	233,900	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	375,400	456,800
職	25	202,400	249,800	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	384,200	464,700
員	30	210,600	262,200	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	395,000	471,200
以	36	221,000	275,200	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	399,500	
	39	226,200	281,400	400,900	
	40	228,000	283,400	402,300	
外	41	229,700	285,200	404,000	
	42	231,400	287,600	405,400	
	43	233,000	289,900	406,700	
	44	234,600	292,400	408,200	
	45	236,200	294,500	409,800	
	46	237,600	297,000	411,100	
の	47	238,900	299,300	412,600	
	48	240,100	302,000	414,200	
	49	241,600	304,400	415,900	
	50	243,100	306,800	417,300	
	51	244,300	309,300	418,900	
職	52	245,800	311,600	420,400	
	53	247,000	313,900	422,100	
	54	248,200	316,100	423,600	
	55	249,600	318,200	425,200	
	56	250,700	320,400	426,800	
	57	252,000	322,600	428,300	
員	58	253,100	324,700	429,800	
	59	254,200	326,900	431,000	
	60	255,400	328,900	432,200	
	61	256,700	331,000	433,400	
	62	258,000	333,100	434,700	
	63	259,400	335,300	436,000	
	64	260,600	337,500	437,200	

65	261,900	339,400	438,400
66	263,400	341,600	439,600
67	264,900	343,700	440,800
68	266,600	345,900	442,000
69	268,100	347,800	443,200
70	269,500	349,700	444,400
71	270,900	351,800	445,600
72	272,300	353,800	446,800
73	273,400	355,500	447,900
74	274,800	357,400	448,500
75	276,200	359,200	449,000
76	277,400	361,100	449,500
77	278,800	363,000	450,000
78	280,000	364,700	
79	281,200	366,400	
80	282,400	368,000	
81	283,500	369,500	
82	284,700	371,000	
83	285,900	372,500	
84	287,100	373,900	
85	288,300	375,000	
86	289,400	376,400	
87	290,500	377,800	
88	291,700	379,100	
89	292,900	380,400	
90	294,000	381,700	
91	295,200	382,900	
92	296,400	384,200	
93	297,100	385,500	
94	298,100	386,600	
95	299,200	387,900	
96	300,400	389,100	
97	301,400	390,500	
98	302,500	391,500	
99	303,500	392,600	
100	304,600	393,600	
101	305,500	394,500	
102	306,600	395,500	
103	307,700	396,600	
104	308,700	397,700	
105	309,300	398,400	
106	310,200	399,300	
107	311,000	400,200	
108	311,800	401,100	
109	312,700	401,900	
110	313,100	402,800	
111	313,500	403,600	
112	314,000	404,400	
113	314,600	405,000	
114	315,000	405,700	
115	315,500	406,400	
116	316,000	407,100	
117	316,600	407,700	
118	317,100	408,200	
119	317,500	408,600	
120	318,000	409,000	
121	318,500	409,400	
122	318,900	409,700	
123	319,400	410,000	
124	319,900	410,200	
125	320,500	410,400	
126	320,800	410,700	
127	321,100	411,000	
128	321,400	411,200	
129	321,600	411,400	
130	321,900	411,700	
131	322,200	412,000	
132	322,500	412,200	
133	322,700	412,400	
134	322,900	412,700	
135	323,100	413,000	
136	323,400	413,200	

	137	323,700	413,400		
	138	323,900	413,700		
	139	324,200	414,000		
	140	324,500	414,200		
	141	324,700	414,400		
	142	324,900	414,700		
	143	325,200	415,000		
	144	325,400	415,200		
	145	325,700	415,400		
	146	325,900			
	147	326,200			
	148	326,500			
	149	326,700			
	150	326,900			
	151	327,200			
	152	327,500			
	153	327,700			
再任用職員		233,200	273,500	330,300	414,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100

65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
86		288,700	324,600	345,500	
87		288,900	324,800	345,800	
88		289,100	325,200	346,100	
89		289,500	325,600	346,500	
90		289,700	326,000	346,800	
91		289,900	326,400	347,200	
92		290,100	326,800	347,500	
93		290,500	327,100	347,900	
94		290,700	327,300	348,200	
95		290,900	327,700	348,500	
96		291,200	328,000	348,800	
97		291,600	328,200	349,100	
98		291,900	328,500	349,500	
99		292,100	328,800	349,900	
100		292,400	329,100	350,300	
101		292,700	329,300	350,800	
102		292,900	329,600	351,200	
103		293,100	330,000	351,600	
104		293,400	330,200	352,000	
105		293,700	330,300	352,500	
106			330,600		
107			331,000		
108			331,200		
109			331,400		
110			331,800		
111			332,200		
112			332,600		
113			332,800		
再任用職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300

65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700	
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000	
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200	
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400	
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700	
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000	
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200	
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400	
94	299,800	323,400	349,800	383,400			
95	300,900	324,800	351,300	384,000			
96	302,200	326,100	352,800	384,500			
97	303,300	327,300	354,100	384,900			
98	304,500	328,600	355,300	385,300			
99	305,700	329,900	356,400	385,900			
100	306,900	331,200	357,600	386,400			
101	308,100	332,600	358,700	386,800			
102	309,100	333,500	359,800	387,300			
103	310,200	334,600	360,900	387,900			
104	311,200	335,800	362,100	388,400			
105	312,000	336,900	363,300	388,700			
106	312,600	338,000	363,800	389,100			
107	313,200	339,000	364,400	389,600			
108	313,900	340,100	365,000	389,900			
109	314,400	341,300	365,600	390,200			
110	314,900	342,300	366,100	390,700			
111	315,400	343,300	366,600	391,200			
112	316,000	344,200	367,100	391,700			
113	316,800	345,100	367,500	392,000			
114	317,500	346,000	367,900	392,500			
115	318,200	347,000	368,500	393,000			
116	318,900	348,000	369,000	393,500			
117	319,500	349,000	369,400	393,800			
118	320,300	349,500	369,900	394,300			
119	321,000	350,100	370,500	394,800			
120	321,800	350,700	371,000	395,300			
121	322,400	351,000	371,100	395,700			
122	322,700	351,400	371,700	396,200			
123	323,200	351,900	372,200	396,600			
124	323,700	352,300	372,600	397,100			
125	324,000	352,700	373,100	397,500			
126		353,100	373,600				
127		353,600	374,100				
128		354,000	374,600				
129		354,400	374,900				
130		354,800	375,400				
131		355,200	375,900				
132		355,600	376,400				
133		355,800	376,700				
134		356,300	377,200				
135		356,700	377,600				
136		357,000	378,000				

	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用警察官		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

別記第2

号 給	給料月額
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

号 給	給料月額
1	328,000
2	364,000
3	392,000

別記第3

号 給	給料月額
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

別記第4

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 150,500	円 214,400	円 254,400	円 273,800	円 288,900	円 314,300	円 356,000	円 389,100	円 440,200

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、164,700円又は184,800円とする。

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 151,200	円 201,300	円 282,700	円 325,100	円 383,600

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、169,600円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 255,000	円 337,800	円 392,200	円 465,200

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 180,700	円 190,700	円 242,700	円 256,100	円 281,300	円 322,000	円 364,200

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,900円とする。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、169,400円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 165,900	円 205,200	円 261,800	円 272,000	円 288,300	円 325,400

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

別記第5

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 150,500	円 214,400	円 254,400	円 273,800	円 288,900	円 314,300	円 356,000	円 389,100	円 440,200

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、164,700円又は184,800円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 151,200	円 201,300	円 282,700	円 325,100	円 383,600

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、169,600円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 255,000	円 337,800	円 392,200	円 465,200

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 180,700	円 190,700	円 242,700	円 256,100	円 281,300	円 322,000	円 364,200

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,900円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、169,400円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 165,900	円 205,200	円 261,800	円 272,000	円 288,300	円 325,400

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 161,400	円 206,400	円 330,300	円 414,400

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、181,200円又は202,400円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 161,400	円 183,900	円 323,600	円 404,400

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第3号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、181,200円又は202,400円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,400円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 171,600	円 252,400	円 256,500	円 287,800	円 304,300	円 318,400	円 342,000	円 377,100	円 408,700

備考

- この表は、警察官の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、204,100円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 161,400	円 183,900	円 323,600	円 404,400

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、181,200円又は202,400円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,400円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 161,400	円 206,400	円 330,300	円 414,400

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、181,200円又は202,400円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 169,400	円 190,700	円 242,700	円 256,100	円 281,300

備考 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員に適用する。